

第三種「その他の感染症」

学校感染症

学校や園に通っている子どもたちの間で伝染しやすい感染症を「学校感染症」と指定し、流行の予防などに注意しています。

これらの病気にかかったときは、きちんと治してから登校するようにして下さい。また、主治医による「登校（園）許可書」が必要になります。

24年度から一部が変更されています。



子どもたちの中でよく見かけるものですが、次のような扱いが一般的です。
(以下は文部科学省の例示です。)

《条件によっては出席停止が必要》

- ・溶連菌感染症：抗生物質による治療開始後24時間以上たち、全身状態がよければ登校可能
- ・ウイルス性肝炎：A型肝炎は肝機能が正常化すれば登校可能。B、C型肝炎の無症状者は登校可能
- ・りんご病（伝染性紅斑）：発疹期には感染力がないので、登校可能
- ・手足口病、ヘルパンギーナ：症状が安定していれば登校可能
- ・マイコプラズマ感染症：症状が改善し、全身状態がよければ登校可能
- ・流行性嘔吐下痢症（ウイルス性胃腸炎）：症状が回復し、全身状態がよければ登校可能

《通常出席停止が必要ない》

- ・アタマジラミ
- ・水いぼ（伝染性軟疣症）
- ・とびひ（伝染性膿痂疹）

●種類

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、S A R S、鳥インフルエンザ (他に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症)
第二種 感染症	インフルエンザ(※)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他 ※条件によっては出席停止になる疾患：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、伝染性軟疣腫(水いば)、伝染性膿痂疹(とびひ)

《解説》

- 第一種：いわゆる法定伝染病で、通常子どもたちの間で流行するものではありません。
- 第二種：学校でよく見かける感染症で、子どもたちの間で伝染しやすい感染症。
- 第三種：それ以外のもので、やはり学校などで伝染に注意が必要な感染症。

●出席停止期間

◇第一種の感染症 完全に治癒するまで

◇第二種の感染症 病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

インフルエンザ (※)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認められるまで

◇第三種の感染症 病状により学校医その他の医師において伝染のおそれないと認めるまで。

◇その他の場合

- ・第一種もしくは第二種の感染症患者を家族に持つ家庭、または感染の疑いが見られる者については学校医その他の医師において伝染のおそれないと認めるまで。
- ・第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認める期間。
- ・第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適當と認める期間。

◇停止日は保護者より連絡があった日とし、欠席した日をさかのぼって出席停止にしない。

(例：2日間かぜにより欠席し、3日目の通院でインフルエンザと診断された場合、3日目から医師の許可が出るまでを出席停止期間とする。)